

## 平成 29 年度 地方分権改革に関する提案募集への対応について

平成 29 年 8 月 3 日  
本 部 事 務 局

平成 29 年 7 月 7 日に内閣府の「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」が開催され、当会議において関西広域連合の提案 32 項目及び関西広域連合としての共同提案 34 項目に対する検討区分が、次のとおり示されました。

## 1 平成29年度提案募集に係る検討区分（詳細は別紙 1 及び別紙 2 参照）

検討区分	提案数		
	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(※ 1)	210	2	15
うち、重点事項と位置づけられた提案(※ 2)	(96)	(0)	(5)
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	28	0	11
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	57	30	5
提案募集の対象外である提案	16	0	3
提案総数	311	32	34
<参考>H28提案数	303	19	29

## ※ 1 連合提案のうち、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(2 項目)

提案項目	提案内容
広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。
一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業（貸し切りバスを除く）に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。

## ※ 2 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

## 2 今後のスケジュール

- 7月中旬～下旬 ○内閣府から関係府省に検討を要請
- 7月中旬 ○重点項目についてのヒアリング(内閣府が提案団体より聴取)
- 8月上旬～下旬 ○所管府省からの第1次回答、提案団体への意見照会(提案団体から意見を提出)
- 9月上旬～中旬 ○関係府省への再検討要請
- 10月上旬～11月中旬 ○内閣府と関係府省との最終調整
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部、閣議(対応方針の決定)

## 3 今後の対応

所管府省の1次回答及び提案団体への意見照会に対する意見の提出について、回答案を本部事務局で作成し、各構成団体・連合長に協議のうえ、内閣府に回答する。

## 関西広域連合からの提案（32 項目）

区 分	提案項目
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 【2 項目】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃</li> <li>・ 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲</li> </ul>
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整対象とする提案 【30 項目】	<p>○法定協議会の事務局機能の移管に関する提案（2 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域地方計画協議会の事務局機能の移管</li> <li>・ 港湾広域防災協議会の事務局機能の移管</li> </ul> <p>○出先機関等の事務権限の移譲に関する提案（15 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲（販売事業）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲（保安業務等）</li> <li>・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 火薬類取締法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 建設業法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 土地収用法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 建築基準法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 土壤汚染対策法に係る事務・権限の移譲</li> </ul> <p>○平成 28 年の提案のうち再提案したもの（11 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大</li> <li>・ 新規就農者の拡大支援（農業次世代人材投資資金（旧 青年就農給付金）の要件の緩和）</li> <li>・ 災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止</li> <li>・ 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲</li> <li>・ 地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利活用）</li> </ul> <p>◇関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（内、6 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲</li> <li>・ 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止</li> <li>・ 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲</li> <li>・ 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等</li> <li>・ 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲</li> <li>・ 国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲</li> </ul> <p>○再提案のうち、新たな切り口で新規提案をしたもの（2 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与</li> <li>・ 近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与</li> </ul>

## 関西広域連合からの提案の整理区分（共同提案 34 項目）

区 分	提案項目（提案団体）
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 <b>【15 項目】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減（鳥取県）</li> <li>・認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し（鳥取県）</li> <li>・准看護師試験実施方法の見直し（鳥取県）</li> <li>・小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化（鳥取県）</li> <li>・学校給食費に係る既存の支援制度の見直し（徳島県）<b>重点</b></li> <li>・農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し（京都府）</li> <li>・幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲（大阪府）<b>重点</b></li> <li>・子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減（大阪府）<b>重点</b></li> <li>・就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実（大阪府）</li> <li>・子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和（大阪府）</li> <li>・都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和（兵庫県）</li> <li>・農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大（兵庫県）<b>重点</b></li> <li>・広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃（兵庫県）</li> <li>・地方創生推進交付金の抜本的な見直し（兵庫県）</li> <li>・子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化（和歌山県）<b>重点</b></li> </ul>
関係府省による予算編成過程での検討を求める提案 <b>【11 項目】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業基盤整備促進事業における面接要件の見直し（徳島県）</li> <li>・文化庁「文化芸術振興補助金」に係る補助対象等の緩和（京都府）</li> <li>・「指定文化財管理費国庫補助」に係る国有文化財の管理団体への補助見直し（京都府）</li> <li>・安心こども基金の実施期間の延長（大阪府）</li> <li>・認可外保育施設に対する補助条件の見直し（大阪府）</li> <li>・公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定（大阪府）</li> <li>・放課後児童健全育成事業等実施要綱に係る長時間開所加算の緩和（兵庫県）</li> <li>・放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件緩和について（兵庫県）</li> <li>・学校・家庭・地域の連携協力推進事業（放課後子供教室）にかかる補助対象の明確化（兵庫県）</li> <li>・空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充（兵庫県）</li> <li>・災害救助法の救助範囲の拡大（兵庫県）</li> </ul>

区 分	提案項目（提案団体）
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 <b>【5項目】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域等直接支払い制度の協定期間の見直し（徳島県）</li> <li>・ 米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し（京都府）</li> <li>・ 認定こども園に関する情報提供の権限移譲（大阪府）</li> <li>・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大（大阪府）</li> <li>・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における固定資産税情報の利用（大阪府）</li> </ul>
提案募集の対象外である提案 <b>【3項目】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例認定NPO法人制度の設立年数要件の見直し（徳島県）</li> <li>・ 家畜伝染病予防法に基づく国の経費負担対象の見直し（京都府）</li> <li>・ 水道施設整備に係る補助対象の見直し（京都府）</li> </ul>

※**重点**：重点項目（地方分権改革有識者会議の提案募集専門部会で調査・審議を行う提案）  
**【5項目】**



## 提案募集方式の見直しについて

### 1 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

地方自治体の提案に対する関係府省の検討にあたっては、地方自治体が相応の権限と責任、及びこれに応じた財源を備える自立分権型社会を実現するといった観点から、一部の限定的、断片的な事務・権限の見直し等に留まることなく、中央府省の事務・権限も含め、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。

なお、検討にあたっては、次の点に留意すること。

- ① 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方自治体への選択的な移譲を積極的に進めること。
- ② 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。

### 2 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行えるものとし、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。

また、当該審査にあたっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組を設けること。

### 3 広域連合への権限移譲の検討

- ① 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、関西広域連合の提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも国と地方のあるべき役割分担を進める観点から、関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。
- ② 「地方分権改革の総括と展望」（地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日）において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が 2 以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

#### 4 提案募集方式にかかる手続の見直し

- ① 省庁との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く省庁との調整対象とすること。
- ② 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。
- ③ 関係府省の第2次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。
- ④ 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。



## 地方分権改革の新たな推進手法の提案について

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。

地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

### 記

#### 1 国と地方の協議の場における分科会の設置

- ① 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。
- ② 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を超える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

#### 2 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

- ① 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組を設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。
- ② なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。  
また、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限の性質上、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合において実証実験を実施した上で、移譲の可否を判断すること。

#### 3 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組」の導入

新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地方が連携し、課題の解決を「実証する仕組」を導入すること。